

議第二十号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、三七三人」を「四、四四一人」に改め、同表教育委員会の事務局の項中「二七四人」を「二七六人」に改め、同表学校の項中「五、四一七人」を「五、四二八人」に、「四、六五二人」を「四、六五六人」に改め、同表警察の項中「三、九五六人」を「三、九六七人」に、「三、五二七人」を「三、五三四人」に、「二、〇六七人」を「二、〇七一人」に、「一、〇八三人」を「一、〇八六人」に改め、同表合計の項中「二四、三三四人」を「二四、四二六人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一一、九三三人」を「一一、九三三人」に、「一一、三三五人」を「一一、三三三人」に改め、同表特別支援学校の項中「一三九人」を「一四八人」に、「一三二人」を「一四一人」に改め、同表合計の項中「一二、一〇三人」を「一二、一〇二人」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

県職員及び市町村立学校職員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。